

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公告

令和7年5月16日

岡山県知事 伊原木 隆太

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の趣旨

農福連携人財育成事業は、農林水産業の現場において農福連携の実践手法等を助言する人材の育成を図ることを主目的としている。

このため、事業の効果的かつ効率的な実施にあたっては、農業現場及び福祉事業所の実情や特性等に精通し、双方の架け橋となって支援等を行いうる団体への委託が必要であることなどから、障害者施設外就労の共同受注窓口機能を有する岡山県農福連携サポートセンターを運営する特定非営利活動法人岡山県就労センター協議会を相手方とする随意契約手続を行う予定であるが、他の者で下記3の「令和7年度農福連携人財育成事業委託業務仕様書」に定める業務委託に参加できる者の資格を有し、本業務を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を行う。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいた場合は、特定非営利活動法人岡山県社会就労センター協議会と当該応募者に対して企画提案書の提出を求め、プロポーザル方式による企画競争を行い、業務委託候補者を決定する。

当該事業は、国の地域資源活用価値創出推進・整備事業（普及啓発・専門人材育成推進対策事業）であることから、国庫内示の状況によっては、内容等が変更となることがある。

2 事業名

令和7年度農福連携人財育成事業

3 事業内容

別添「令和7年度農福連携人財育成事業委託業務仕様書」のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

5 応募要件

業務委託に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 事業所所在地が岡山県内であること。
- (3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 本事業中、農業現場における技術指導等に当たり、農業現場及び福祉事業所の実情や特性等に精通するとともに、現に農福連携に係る支援体制を保有する又は構築することができるなど、その専門的知識、能力や実績等を有すること。
- (8) 過去2年間に県又は県の外郭団体との契約がある場合、全てを誠実に履行していること。
- (9) 都道府県税、岡山県内の市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 手続等

(1) 担当部局

岡山県農林水産部農産課担い手育成班
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
TEL：086-226-7420
FAX：086-224-1278

(2) 仕様書の交付期間及び場所

- ①交付期間 令和7年5月16日（金）から令和7年5月30日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ②交付場所 上記（1）の場所に同じ
なお、農産課ホームページ<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/52/>からダウンロードできる。

(3) 仕様書に関する質問

- ①提出期間 令和7年5月16日（金）から令和7年5月30日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ②提出場所 上記（1）の場所に同じ
- ③提出方法 仕様書に対する質問・回答書（第1号様式）により原則としてファックス又は郵便等によることとし、受付期間内に必着とすること。
なお、ファックスにより提出する場合は、送付した旨を電話にて上記（1）の担当者に連絡し、受け取りの確認をすること。（以下同じ。）
- ④回答方法 質問を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を除く。以下同じ。）の午後5時までにファックス等で回答する。
ただし、期限日の前日に到達したものにあっては期限日の午前中に、期限日に到達したものにあっては期限日の午後5時までに回答する。

(4) 参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間 令和7年5月16日（金）から令和7年5月23日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ②提出場所 上記（1）の場所に同じ
- ③提出方法 参加資格確認申請書（第2号様式）により持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

(5) 業務委託参加資格要件の審査及び通知

参加資格確認申請書を提出した者について、岡山県農林水産部内に設置する審査会において審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。
この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

(6) 提案書等の審査等

①提案書等の提出方法

- ア 受付期間 令和7年5月23日（金）から令和7年5月28日（水）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）
- イ 提出場所 上記3の場所に同じ
- ウ 方 法 持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）
- エ 提出書類
 - ・事業提案書（第3号様式）
 - ・事業計画書（第4号様式）
 - ・見積書（第5号様式）
 - ・その他必要と認めた書類

②審査方法 岡山県農林水産部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

③審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

7 その他

- (1) 契約保証金は岡山県財務規則(昭和61年3月20日規則第8号)第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (2) 業務委託契約書の作成を要する。
- (3) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（第6号様式）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (4) 業務の詳細は業務委託実施説明書及び業務委託仕様書による。
- (5) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。